

# 銃刀法の一部を改正する法律（概要） ※R4.3.15施行

## 背景

### ➤ クロスボウが使用された凶悪事件の発生

- ・令和2年6月、兵庫県宝塚市における4人殺傷事件。7、8月と殺人未遂事件が相次ぎ発生
- ・過去10年間余で、クロスボウが使用された刑法犯検挙件数の半数以上（13/23件）が故意に人の生命・身体を害する罪（殺人、殺人未遂等）

### ➤ 拳銃や空気銃（銃刀法で規制）に匹敵する威力

- ・警察庁科学警察研究所における実験により確認



クロスボウの一例



科学警察研究所における実験  
(合成樹脂製ヘルメットに対する射撃実験)

## 改正の概要

### 1 所持の禁止と所持許可制の導入

- 人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウを所持禁止の対象とする 

<b>クロスボウの定義</b>	引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるもの
-----------------	--
- 一定の用途（標的射撃、動物麻酔等）に供するため規制対象のクロスボウを所持しようとする者は、クロスボウごとに、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない

### 2 使用、保管等に関する規制

- 使用 標的射撃は危害予防上必要な措置が執られている場所に限る
- 保管 適切な設備及び方法により保管する義務
- 譲渡し（販売等） 譲渡し時に所持許可証を確認する義務  
販売事業者は都道府県公安委員会に届出

### 3 その他

- 不法所持に対する罰則、法令違反時の行政処分
- 施行日は、公布の日から9月を超えない日（R3.6.16公布）
- 施行前から所持する者は、一定期間内に許可申請、廃棄等

# <クロスボウの所持許可手続の流れ>

※所持用途は、標的射撃又は動物麻醉等産業用途に限られる

## 標的射撃

※競技団体「日本ボウガン射撃協会(東京)」「全日本クロスボウ協会(大分県)」の2団体  
※国内における競技者は約100名

初心者講習受講 (考査あり)

↓ 考査合格

講習修了証明書交付



所持許可申請



※人的・物的欠格審査  
保管場所の確認

所持許可証の交付



クロスボウ入手



警察での現物確認

※希望者のみ  
クロスボウ  
射撃練習資  
格認定申請

## 動物麻醉等

業務使用を疎明する書面の準備

所持許可申請



※人的・物的欠格審査  
保管場所の確認

所持許可証の交付



クロスボウ入手



警察での現物確認

※更新手続なし

※産業用途の例

- 動物麻醉 (麻醉銃が使用できない場合)  
→ 使用事例なし: 県動物保護管理センター確認
- 林業 (高所の枝うち)  
→ 使用事例なし: 県森林政策課確認
- 漁業 (鯨の皮膚片採取)  
→ 使用事例なし: 県水産課確認
- 学術・研究用

新規

更新 (3回目の誕生日ごと)

経験者講習受講 (考査なし)



講習終了証明書交付



所持許可更新申請



※人的・物的欠格審査  
保管場所の確認

警察での現物確認

※毎年1回の一斉検査受検義務 (警察署での現物確認)  
※許可後に欠格事項に該当すれば、所持許可の取消し又は指示処分等の行政処分が課される